

持続可能な木質原材料調達

森林認証制度を活用した
持続可能な森林経営と原材料調達を実践しています

基本的な考え方

日本製紙グループは、「原材料調達に関する理念と基本方針」に基づいて環境と社会に配慮した持続可能な原材料調達を行っており、木質原材料調達においては、合法性の確認に加え「持続可能であること」「木材の出所が明らかであること」、そしてそれらについて「きちんと説明できること」を重視しています。

木質原材料調達のポイント

- 持続可能であること (サステナビリティ)
- 木材の出所が明らかであること (トレーサビリティ)
- きちんと説明できること (アカウンタビリティ)

持続可能な森林経営と調達

持続可能な森林経営とは、経済的な持続性はもとより、環境・社会面の持続性に対する配慮も意味します。日本製紙グループでは次のように定義しています。

- 1) 生物多様性の保全がなされていること
- 2) 森林生態系の生産力および健全性が維持されていること
- 3) 土壌および水資源が保全されていること
- 4) 多面的な社会の要望に対応していること

持続可能な森林経営を実践する上で重要となるのは、適切な計画と管理です。木を育てるには長い年月が必要です。植林および伐採をする面積、木の生長する速度、周辺環境や社会への影響など、さまざまな条件を加味した計画が不可欠です。また、水辺林の保全などランドスケープも考慮する必要があります。

日本製紙グループは、これまで培ってきた経験をもとに、国内外の自社林において適切な計画と管理を進め、自社林からの木質資源調達を行っています。また、その持続可能性について、第三者認証である「森林認証」を取得しています。

外部からの調達においては、環境と社会に配慮した原材料を購入するためのサプライチェーン・マネジメントを強化し、木質原材料が産出される森林まで遡って確認することができる調達体制の構築に努めています。同時に木質原材料調達が適切に行われていることを確認するツールとして、森林認証制度を活用しています。

➔ **森林認証とは** <https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/certification/>

代表的な森林認証制度とその概要

認証制度名	内容・特徴
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) [各国森林認証制度の相互承認を推進]	政府間プロセスなどの基準・指標に基づく各国独自の森林認証制度の互換性・同等性を保証する相互承認の仕組みとして発足。FM認証およびCoC認証*を実施している PEFC相互承認の代表的な認証制度(日本製紙(株)の海外植林事業関連) Responsible Wood : オーストラリア CERTFORCHILE:チリ CERFLOR:ブラジル
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council:緑の循環認証会議) [日本独自の森林認証制度]	日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重した7つの基準に基づいて審査される。2016年にPEFCとの相互認証が承認された
FSC® (Forest Stewardship Council®) [全世界で統一した規格に基づく森林認証制度] (ライセンスNo. FSC® C001751)	非営利の国際会員制組織。10の原則に準拠した森林を認証するFM認証およびCoC認証*を実施している

※FM認証とCoC認証

森林認証制度には、責任ある森林管理を認証するFM(Forest Management)認証と、認証された森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証するCoC(Chain of Custody)認証があります。

FM認証では、①法律や制度枠組の順守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林管理が行われていることが認証されます。

CoC認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度です。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物(認証材)を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できます。

Ⅰ 違法伐採材の排除

日本製紙(株)、日本製紙パピリア(株)、日本製紙クレシア(株)は、調達する木質原材料の合法性を確認することを目的に「合法証明デューデリジェンスシステムマニュアル」を策定し、国内・海外で調達する全ての木質原材料に対してデューデリジェンスを実施し、合法的に伐採されたものであることの確認を行っています。

この確認は、新規の資源は取引開始時に、既存の資源については毎年定期的実施しています。2019年度も、調達した全ての木質原材料へのデューデリジェンスを行い、その合法性を確認しています。

→ 合法証明デューデリジェンスシステムマニュアル

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/DDmanual.pdf>

Ⅰ クリーンウッド法について

2017年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)で定められた第一種、第二種登録木材関連事業者として、日本製紙(株)は2018年3月に、日本製紙パピリア(株)と日本製紙クレシア(株)は2019年4月に、それぞれ登録を完了しています。各社は同法に基づき、対象物品^{*1}の合法性を確認しています。

※1 木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパーおよびトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

また、日本製紙木材(株)は2018年7月に第一種、第二種登録木材関連事業者として登録を完了し、同法に基づき対象物品^{*2}の合法性を確認しています。

※2 丸太、ひき板および角材、単板および突き板、合板・単板積層材および集成材、木質ペレット・チップ状または小片状の木材

→ クリーンウッド法とは

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

<各社の登録内容>

登録事業者名:日本製紙株式会社

登録番号:JIA-CLW-I,II17024号

登録の有効期間:2018年3月19日から2023年3月18日

登録事業者名:日本製紙パピリア株式会社

登録番号:JIA-CLW-I,II19001号

登録の有効期間:2019年4月26日から2024年4月25日

登録事業者名:日本製紙クレシア株式会社

登録番号:JIA-CLW-I,II19002号

登録の有効期間:2019年4月26日から2024年4月25日

登録実施機関(上記3社):一般財団法人日本ガス機器検査協会

登録事業者名:日本製紙木材株式会社

登録番号:JPIC-CLW-I,II54号

登録の有効期間:2018年7月6日から2023年7月5日

登録実施機関:公益財団法人日本合板検査会

Ⅰ 木質原材料調達に関するアクションプラン

日本製紙グループは「原材料調達に関する理念と基本方針」に基づき、木材の合法性確認や人権、労働および地域社会、生物多様性保全への配慮を含むCSR調達を実践していくために、アクションプランを制定・実行しています。このアクションプランは、海外材についてはトレーサビリティの充実と森林認証の活用、国産材については合法性証明に関する事業者団体認定の推進を柱としています。

日本製紙(株)は、調達方針に沿った木質原材料調達を実践できていることを、毎年の森林認証審査や日本製紙連合会での「違法伐採対策モニタリング事業」の監査で第三者から客観的に評価してもらい、得られた提言について前向きに取り組んでいます。

→ 木質原材料調達に関するアクションプラン

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/actionplan/>

持続可能な木質原材料調達のしくみ

「原材料調達に関する理念と基本方針」(➡ P.29)

木質原材料調達に関するアクションプラン

	国産材	海外材
基本方針と仕組み	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法での政府調達による違法伐採対策の取り組みのなかで林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「個別企業等の独自の取組による証明方法」で対応 日本製紙連合会が定めた「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づく
	● クリーンウッド法に基づき定めた合法証明DDS(デュー・ディリジェンス・システム)による確認	
合法性・トレーサビリティの確認	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づくトレーサビリティの確保 森林施業に関連する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 船積み単位で「木材の伐採地域、サプライヤーが関連法規を順守し違法伐採材が含まれていないこと」を、関連書類で確認 駐在員による調査、確認 アンケート調査、現地ヒアリング(森林施業に関連する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認し、トレーサビリティの充実を図っている) <p>※2019年度に購入した輸入チップ、パルプについて、各サプライヤーからのアンケート調査と船積書類などにより違法伐採による材を含んでいないことを確認済み</p>
持続性の確認	サプライヤーへのアンケート調査や現地ヒアリングなどにより、下記の事項を確認 <ul style="list-style-type: none"> 人権や労働についての方針あるいはそれらに対処するシステムの確立 社会貢献活動を通じた地域社会との融和 生物多様性調査の実施 生物多様性に対し配慮が必要な地域の特定、森林施業での配慮の実施 	
第三者監査	調達する全ての木質原材料について、下記の事項を実施 <ul style="list-style-type: none"> 日本製紙連合会の「違法伐採対策モニタリング事業」による監査(1回/年) 森林認証PEFCのDDSによるリスク評価(1回/年) 	

木質原材料調達に関するアクションプランの実施実績(2019年度)

	国産材	海外材
対象および結果	チップ377件、パルプ7件(全サプライヤーに対して実施) 上記アクションプランへの適合を確認	チップ23件、パルプ16件(全サプライヤーに対して実施) 上記アクションプランへの適合を確認

第三者による持続可能な森林経営の検証

森林認証制度：持続可能な経営がなされている森林を第三者機関が認証する制度

日本製紙(株)では、● 国内・海外全ての自社林で森林認証を取得
● 木質原材料の全てがPEFC材またはFSC®材(森林認証制度におけるFM認証を取得した森林から産出した材もしくはCoC認証においてリスク評価が行われた材のみを調達している)